

JAB RL363:201x 第3版(案)に対するコメント及び事務局対応案

	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB事務局対応案 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不 採用)
1	環境総合研究 機構(株)利部 義徳	1.1	1	G	「除染関係ガイドライン」 は、平成25年5月に第2版 が発行されている。	これから本指針を運用するに当たって、最 新の情報に更新する必要があると考える。	採用 第2版に変更する。ただし、コメント3を 採用したため、1.1項から「除染関係ガイ ドライン」の文言がなくなった。代替とし て「除染関係ガイドライン」及び「廃棄物 関係ガイドライン」を6項に参考文献とし て記載し、それぞれ版数、制定年月を記載 した。また、1.2項に「除染関係ガイドラ イン」を引用したため、そちらにも版数、 発行年月を記載した。
2	日本総研(株) 本橋浩一	1.1	19	G	c)の文章がわかりにくい。	「土地、建物、廃棄物等の汚染状況調査と しての空間線量率測定」等とする。	採用 「放射能汚染状況調査としての」とする。
3	日本総研(株) 本橋浩一	1.1	3	G	空間線量率測定のみが対象 であるため、特措法の引用の みでよいのではないか。	備考2)の下から3行は削除する。	採用
4	日本総研(株) 本橋浩一	1.2	7	E	2番目の文章がわかりにく い。	「ただし、特措法に規定された除染のため の空間線量率による汚染状況調査測定及 び廃棄物保管場所の空間線量率測定につ いては本文書の適用対象である。」と「1.1」 の備考欄とあわせる。	採用
5	鈴木英伸	2.		G & T	J I S Z 4 3 2 9	JISZ4329(IEC60325;MOD)とし、	採用

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。

	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB事務局対応案 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不 採用)
		引用規格			JISが基礎とするIEC規格を明確にする。	5.5.1の書きぶりとの整合を図るために対応する国際規格を記述する。	
6	鈴木英伸	2.引用規格		G & T	JISZ4333 JISが基礎とするIEC規格を明確にする。	JISZ4333(IEC60846;MOD)とし、5.5.1の書きぶりとの整合させた5.5.2とし、これとの整合を図る。	採用
7	鈴木英伸	2.引用規格		G & T	JISZ4334 JISが基礎とするIEC規格を明確にする。	JISZ4334(ISO8769;MOD) 国際規格を明示する。	採用
8	鈴木英伸	2.引用規格		T	JISがハーモナイズさせなければならない国際規格を明確にする。	JISZ4511には、対応する国際規格が不透明なので、国際規格(国際標準規格)のISO4037-3を追加するもの。	修正 2項は引用規格であり、JIS Z 4511が整合していない規格を引用すると混雑が生じる。提案のISO規格は「6.項参考文献」を新設して、そちらに記載する。
9	日本総研(株) 本橋浩一	5.2	15	Q	「測定対象品目」には、土地、建物、廃棄物等が含まれるのか?		採用 土地、建物廃棄物等も測定対象品目という概念に含まれる。明確化のため、「測定対象品目」を「測定対象となる物流品、土地、建物、廃棄物等」に置換える。
10	日本総研(株) 本橋浩一	5.3	24	Q	「物流品に対する」とあるが、「土地、建物、廃棄物等」については考慮しなくてもよいのか?		採用 土地、建物、廃棄物等を含むため、「物流品に対する」を削除する。
11	日本総研(株) 本橋浩一	5.4.1	31	E	4行目と5行目がわかりにくい。	「JIS Z 4504に従う方法であっても、目的に応じた測定ができるよう試験所自身が妥当性を検証(以下の項目を含む)することが望ましい。」等に修正する。	× 不採用 同パラグラフの1行目にある「次に掲げる項目を含み、」と重複するため。このコメントに関連し、第1ビュレットの文面を項目に適した表現とするため次の

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB事務局対応案 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不 採用)
							とおり修正する。 「・選択した測定法と他の測定法との比較(例えば、直接測定法による評価結果と間接測定法による評価結果との比較。間接測定法の場合は、ふき取り効率などの評価)」
12	鈴木英伸	5.5.1		T	JISZ4329、又は国際規格、 国家規格に適合・・	JISZ4329は、国家規格、これが先に記述されているのでこの国家規格とは重複にあたるので国家規格(JISZ4329)、或いは削除し、JISZ3229、又は国際規格に適合する・・・とする。	× 不採用 ここでいう「国家規格」とは「海外国家規格」を指す。わかりやすさのため「海外国家規格」に置換える。
13	鈴木英伸	5.5.2		T	5.5.1と同様の書きぶりにし、 整合性を持たせる。	「物流品から発せられる」 γ 線の空間線量率に使用する測定器は、とあるが、土地、建物、廃棄物等の放射能汚染による空間線量率測定(適用範囲の1.1のc))と適用範囲にあるので、この文言を削除することが望まれる。 更に、 ・・・メータ」、の後に「又はそれに対応する国際規格に」の文言を追加し、5.5.1の書きぶり と整合性を持たせることが望ましい。 理由:JISZ4333;2006は、IEC60846(1989)を基礎としている。IEC60846は、2002年、2009年と、2度の改正が行われている。 JISZ4333では個別にエネルギー特性と方向特性を規定しているが、IEC60846-1(2009)では、エネルギー特性と方向性を合わせた、エネルギー・方向性という一つの要求	コメント前半: 採用 コメント後半: 修正 「それに対応する国際規格」を明示的にIEC 60846とし、更に海外国家規格を考慮して当該箇所を次のとおりの文言に修正する。 “...JIS Z 4333: 2006「X線及び γ 線用線量当量率サーベイメータ」、IEC 60846又はそれに準じる海外国家規格に適合していなければならない。”

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。

	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB事務局対応案 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不 採用)
						性能規定になっている。 IEC60846-1(2009)からの製品が既に輸入され、現場で使用されていることを考慮する必要性からの検討をお願いしたい。	
14	鈴木英伸	5.5 備考		T	ここでいう放射線測定器は、そのエネルギー特性がJIS Z 4333; 2006の4.2項表1に規定される種類のうちE型に相当するエネルギー特性を有するものをいう。	ここでいう放射線測定器は、そのエネルギー特性がJIS Z 4333; 2006の4.2項表1に規定される種類のうちE型に相当するエネルギー特性を有するもの、又はIEC 60846-1のエネルギー・方向特性を満たすものをいう。(この文言の追加を行う。) 理由;最新の国際規格に規定される要求性能をも対象にするために追加。 最新のIEC規格製品の性能規定を排除するような規定に読めるのは好ましくない。	採用
15	鈴木英伸	5.6		T	JIS Z 4329「放射性表面汚染サーベイメータ」に基づいて校正・・・	JIS Z 4504「放射性表面汚染の測定方法」に基づいて校正・・・ 理由; JIS Z 4504の「5 機器効率の決定」で規定するのが妥当ではないか。	採用 ご指摘のとおり、機器効率の校正ということでは、JIS Z 4504の5項がふさわしい。修正する。
16	鈴木英伸	5.6		T	校正の周期は、少なくとも1年に1回が望ましいが、その使用頻度、維持すべき測定能力を考慮して適切に設定しなければならない。また、空間線量率測定器は・・・望ましい。	(文言の追加と修文) 校正の周期は、その使用頻度、維持すべき測定能力を考慮して(計量)確認プロセスを適切に設定しなければならない。校正は、少なくとも1年に1回以上が望ましいが、空間線量率測定器は、校正値の安定性を確認するために、JIS Z 4511の付	× 不採用 ・「(計量)確認プロセス」という用語はJIS Q10012から引用したものと拝察するが、同規格はILACで認知された規格ではなく、この用語は試験所認定では一般的に用いられていない。現改定案文で規定している内容は「計量確認プロセ

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。

	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB事務局対応案 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不 採用)
						<p>属書 2 に従って確認校正を実施することでも良い。</p> <p>理由：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校正の周期の設定には、使用頻度、維持すべき測定能力を考慮して適切に設定とあるので、確認プロセスを適切に設定（或いは設計）するという記述が望ましい。 ・確認校正を実施することが望ましいという記述ではなく、ここでは良い（容認）か悪い（ダメ）かの判断を記述することが望まれる。 	<p>ス」という用語を使用しなくても十分理解できるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JIS Z 4511 附属書 2 の 1 .適用範囲には、実用測定器に対する確認校正が「その測定器を用いた測定目的のために十分に正確であることを検証し、確認するために行うものであって、その測定器に対して新たに校正定数を規定するものではない。」ことが規定されている。したがって、空間線量率測定器の校正は確認校正のみでは認められない。
17	環境総合研究機構(株)利部 義徳	5.6	13	Q	<p>校正の周期は、少なくとも 1 年に 1 回とされているが、全ての設備について校正が必要と考えるのか？</p> <p>校正機関にて校正した設備を使用して、その他の自社設備を点検する方法は認められるか？</p>		<p>× 不採用</p> <p>自社での確認校正や点検のみでは、測定のトレーサビリティや測定器のエネルギー特性等の性能が保証できない。</p>
18	環境総合研究機構(株)利部 義徳	5.9	10	E	<p>「技能試験プログラムに参加しなければならない」となっているが、現在、利用可能なプログラムが存在していない。</p>	5.4.2 の備考に定めるコメントを適用する。	<p>修正</p> <p>「利用可能な技能試験プログラムが存在し」を本文中に挿入し、次のとおりとする。</p> <p>「放射能・放射線の測定を行う試験所・検査機関は、利用可能な技能試験プログラムが存在し、規制当局、認定機関その他利害関係者から参加要求があった場合には、技能試験プログラムに参加しなければならない。」</p>

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB事務局対応案 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不 採用)
19	鈴木英伸	5.10 (5.10.1. 及び 10.2.1)		Q	試験・検査報告書、証明書 結果の報告： 「測定結果の完全なる記述」 の下での運用をお願いした い。	「測定結果の完全なる記述(方法)」に関する 文書について 例;IECTR62461(2006)を用いた不確かさ の算出	× 不採用 現状、放射線測定における不確かさの評価 及び報告は技術的な側面から、必須要件と していない。この規格を引用することによ り要求事項と誤解されることを避ける。 ただし、6項の参考文献にこの規格を記載 する。

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。